

耐震補強事業・大規模改造事業でも国庫納付金不要で財産処分できるケースが大幅に拡大しています！

耐震補強事業・大規模改造事業実施

10年以内に学校統合により廃校の予定

従来は、文部科学大臣の承認を得るための財産処分手続を行い、原則として補助金相当額の国庫納付が必要

問題点 学校統合を控え、無駄な投資になってしまうため、耐震化が進められない

国庫納付金免除

取扱いを弾力化
(平成20年6月)

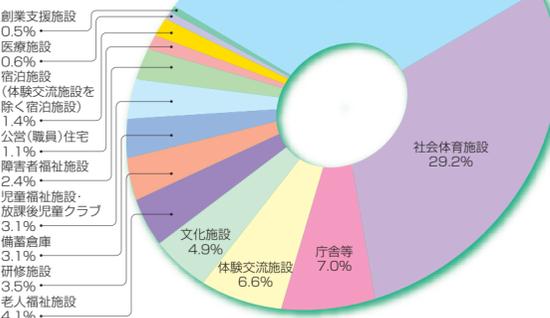
国庫補助事業完了後10年未満の建物等を財産処分する場合でも、
以下の場合に国庫納付金を免除

- ①耐震補強事業又は大規模改造事業(アスベスト及びPCB対策工事に限る。)を実施した建物の無償による転用・貸与・譲渡・取壊し
- ②大規模改造事業(上記①を除く。)で、以下の条件に該当する場合
 - ・建物本体は新增改築から10年以上経過
 - ・無償による転用・貸与・譲渡・取壊し
 (※有償貸与・譲渡(売却)の場合は、文部科学省と個別に相談してください。)

早急な耐震化により児童生徒の安全が確保されることや、廃校後、他の用途に転用しても、当該施設の耐震化や老朽改修が済んでおり、安全・安心な施設となっている

廃校はどのように活用されているのでしょうか？

最も多いのは、もとの教室や体育館を改修して地域の人々の教育活動を担う、「社会教育施設」「社会体育施設」としての活用です。
そのほか、自然体験型の宿泊施設や、福祉施設等への転用も多く見られます。
庁舎や倉庫など、公共施設としての有効活用を目指す事例もありますが、多くは地域の人々の交流の拠点となっています。



文部科学省の廃校施設の有効活用促進に向けた取組

公立学校施設に係る財産処分手続とその簡素化・弾力化

● 文部科学省の取り組み

近年の少子化に伴う児童生徒数の減少等により増加している廃校施設を、積極的に有効活用していただくため、廃校となった校舎などを学校施設以外に転用する際、財産処分手続の大幅な簡素化・弾力化を図ってきました。

また、各地方公共団体の廃校活用の取り組みを支援するため、廃校活用事例の冊子を配布したり、その内容をホームページにも掲載し、幅広く周知を図っています。

さらに、各地方公共団体の担当者に対し、財産処分手続の内容を理解していただくため、各種会議に出向き、財産処分手続について説明しています。

なお、財産処分手続については施設助成課のホームページ等で紹介しております。

URL : http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyosei/yoyuu.htm (施設助成課)

また、地域再生計画については、内閣官房地域活性化統合事務局のホームページ等で紹介しております。

URL : <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiikisaisei/index.html> (地域再生本部)

今後も、既存施設が有効活用されるよう、各地方公共団体の取り組みを支援していきたいと考えています。



財産処分手続の簡素化・弾力化

このパンフレットに関するお問い合わせ等は、下記までお寄せください。

● 文部科学省 大臣官房文教施設企画部 施設助成課 ●

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2
TEL 03-5253-4111(代表) FAX 03-6734-3743
E-mail sisetujo@mext.go.jp
施設助成課ホームページ http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyosei/yoyuu.htm



私たちのまちでよみがえる 廃校施設

～ 財産処分手続の大幅な弾力化と有効活用事例の紹介 ～



平成20年6月より 財産処分手続を大幅に弾力化しています！

国庫補助を受けて建設された建物等を、学校以外に転用したり、売却する場合は、原則として補助金相当額の国庫納付などにより文部科学大臣の承認を得るための財産処分手続が必要

問題点

- 遊休施設を有効活用できない
- 民間事業者による廃校校舎を有効活用した地域活性化ができない
- 廃校校舎の有効活用ができないため、学校統合の支障となる
- 数年後に学校統合や廃校の可能性があるため、耐震補強や大規模改造が実施できない

財産処分手続の大幅な弾力化を図り、
ほとんどのケースにおいて国庫納付金を免除

国庫補助事業完了後10年以上経過した建物等の無償による財産処分の場合
相手先を問わず、国庫納付金不要とする等

廃校校舎等の有効活用が図られるため、地域活性化、
学校統合、耐震化等の推進に資する

有償貸与・有償譲渡(売却)でも、 基金積立により、国庫納付金 不要で財産処分できます！

従来は、文部科学大臣の承認を得るための財産処分手続を行い、原則として補助金相当額の国庫納付が必要

取扱いを弾力化
(平成20年6月)

国庫補助事業完了後10年以上経過し、有償貸与・有償譲渡(売却)する場合は、相手先を問わず、
以下を条件に国庫納付金を免除

- 国庫納付金相当額以上を
学校施設整備のための基金に積み立てること
(平成20年6月より、廃校施設以外(余裕教室等)へも対象を拡大)

民間事業者等への有効活用が図られるため、地域活性化に資する

※10年未満の有償貸与・有償譲渡(売却)の場合は、
文部科学省と個別に相談してください。

地域再生計画認定・市町村合併に 伴う無償での財産処分は、 国庫納付金不要です！

従来は、文部科学大臣の承認を得るための財産処分手続を行い、原則として補助金相当額の国庫納付が必要

取扱いを弾力化
(平成20年6月)

国庫補助事業完了後10年未満でも、以下のいずれかに該当する場合、**国庫納付金を免除**

- ①市町村合併に伴う、学校統合等をした建物等の無償による財産処分
- ②学校統合後等に地域再生計画の認定を受けた建物等の無償による転用・貸与

民間事業者等への有効活用が図られるため、地域活性化に資する

● 活用事例を紹介します ●

地域振興施設

ミネラルウォータープラント 北海道利尻富士町、旧雄志内小学校

地元民間事業者と行政が連携し、利尻島の伏流水をミネラルウォーターとして商品化するための工場として廃校校舎を活用している事例。
民間事業者への無償貸与であるが、地域再生の支援措置を受け、国庫納付金不要で承認されている。



大子おやき学校 茨城県大子町、旧楨野地小学校

明治時代に建てられた校舎をそのまま保存しながら、地域の特産品である「おやき」を実演販売する施設に活用している事例。地域の人々も積極的に運営に参加している。



オフィスなど

西日暮里スタート アップオフィス 東京都荒川区、旧道灌山中学校

区は産業振興の一環でベンチャー企業の育成に力を入れており、その育成、インキュベーション(孵卵)のための拠点施設。もとの1教室を2等分したオフィスをベンチャー企業に貸与している。



体験交流施設

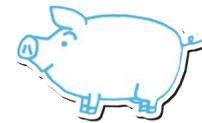
野崎島自然学塾村 長崎県小値賀町、旧小値賀小・中学校野崎分校

単なる観光だけでなく、素晴らしい自然環境を活かした「自然体験」を契機に交流人口を増やしていくことにより地域振興を図っている事例。長崎で自然体験活動を行っている団体の活動拠点でもある。「子ども自然王国」などのイベントも活発で、都会の子どもも多数訪れる。



北野工房のまち 兵庫県神戸市、旧北野小学校

震災復興の中で、市民、企業、市の協働により施設を作り上げた事例。
1教室を1企業が体験型の工房として活用。菓子やクラフトの販売もっており、観光客が絶えない。



森と風のがっこう 岩手県葛巻町、旧小屋瀬小学校上外川分校

山あいの木造校舎を環境学習の拠点施設として活用している事例。子どもたちが楽しみながら環境について学ぶための多様なプログラムが用意されている。地元住民で協議会を組織して運営を行っている。



京都芸術センター 京都府京都市、旧明倫小学校

芸術振興の拠点施設として活用している事例。教室を改装した制作室を若い芸術家に開放するなど、様々な事業を展開している。芸術に関する情報の発信も積極的に行われており、芸術家同士また住民と芸術家の交流の場となっている。



福祉施設など

小島総合福祉施設 広島県神石高原町、旧小島中学校

高齢者が共同生活を送る高齢者生活支援施設と放課後児童施設、託児所、配食センターなどの複合的な福祉施設。幅広い世代間の交流が生まれている。



大島看護専門学校 山口県周防大島町、旧沖浦東小学校

厚生労働省・県の補助を受け、看護学校として生まれ変わった事例。教育施設であることは同じであるため、既存建物の空間を最大限有効に活用している。



芳賀町シルバー人材センター、第二けやき作業所、 県東ライフサポートセンター 栃木県芳賀町、旧稲毛田小学校

特別教室をシルバー人材センターとして、普通教室を知的障害者の生活支援のスペースとして、活用している事例。



学校法人国際総合学園JAPANサッカーカレッジ 新潟県聖籠町、旧亀代中学校

サッカー選手やトレーナー等サッカー関係スタッフを育成するため、学校法人に無償貸与して活用している事例。用途が教育施設であることから、既存建物を大きく改修することなく、有効活用が図られており、全国から生徒を集めている。



上勝町町営複合住宅 徳島県上勝町、旧福原小学校

校舎の1階部分に事務所を、2階、3階に賃貸住宅を整備。建物の改修にあたって、内装材に地元の木材を豊富に使用した。校庭は駐車場として活用している。

